

広島県告示第四百三三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十一年四月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 病院又は診療所

名称	所在地	自立支援医療の種類	標ぼう診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名	指定年月日
かわもとクリニク	福山市引野町一丁目二二―二八	精神通院医療	リハビリテーション科	川本 定紀	平成二十二年四月一日
医療法人微風会三次神経内科クリニク花の里	三次市十日市東四丁目三一〇	精神通院医療	神経内科, 老年内科, 内科, リハビリテーション科	伊藤 聖	平成二十二年四月一日
神石高原町立病院	神石郡神石高原町小島一七六三―二	精神通院医療	内科, リハビリテーション科	服部 文子	平成二十二年四月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
クレオ薬局	呉市中央一丁目五―一五	精神通院医療	平成二十二年三月一日
三次スマイル薬局	三次市十日市東四丁目五―五	精神通院医療	平成二十二年四月一日
ライズ薬局	廿日市市宮島口一丁目一四―六	精神通院医療	平成二十二年四月一日
ファーマシー伊勢丘薬局	福山市伊勢丘六丁目一―二三五	精神通院医療	平成二十二年四月一日
センター薬局	福山市今津町三丁目九―五	精神通院医療	平成二十二年四月一日
ほほえみ薬局	呉市伏原一丁目三二―一〇	精神通院医療	平成二十二年四月一日
安芸府中薬局	安芸郡府中町青崎南二―二二	精神通院医療	平成二十二年四月一日